



国保・後期短期人間ドック助成制度 定期的健康チェック

町民税務課 国保年金係 ☎77・3913

国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入している方に人間ドック費用を助成しています。助成を受ける場合は、事前に申請が必要となりますのでご注意ください。

■補助額

人間ドック（特定健康診査の内容を含むもの）の検査費用額の70%

※オプション検査分を含め、5万円が限度額となります。

また、オプションには脳ドックを含みますが、オプションのみの場合は助成対象外となります。

■利用条件（人間ドックを受診時）

- ・国民健康保険に加入後、6カ月以上経過している35歳以上の方
- ・後期高齢者医療制度の方
- ・同一年度に当該助成を受けていない方
- ・納期限の到来している保険料や保険料を完納している世帯の方
- ・令和3年度実施予定の町の健診を受診していない方、または受診予定のない方



国民健康保険 保険が変わった場合は手続きを

町民税務課 国保年金係 ☎77・3913

退職などで国保に加入するときや、就職などで社会保険（国民健康保険組合含む）に加入して国保をやめようとするときは届け出が必要です。届け出は原則14日以内に行ってください。

■国保に加入する場合

退職などをしたときに発行される証明書（資格喪失連絡票など）で日付を確認し、国保加入の手続きをします。

例えば「職場の健康保険などをやめたとき」や「扶養から外れたとき」で、次の必要種類をご持参の上、国保年金係で手続きをしてください。

- ① 印鑑（スタンプ印は不可）、職場の健康保険をやめた証明書（資格喪失連絡票など）
 - ② 世帯主および国保に加入する方の個人番号が分かるもの
 - ③ 60歳以上の方は年金手帳など、基礎年金番号が分かるもの
- ※②③が不明な場合は①のみご持参ください。

■国保をやめる場合

就職などで社会保険証が発行された後に、国保をやめる届け出を行ってください。届け出が遅れると国保税と保険料が二重

に課される場合があります。

例えば「職場の保険に加入したとき」や「扶養に入ったとき」で、次の必要書類をご持参の上、国保年金係で手続きをしてください。

- ① 印鑑、新たに加入した全員の社会保険証など
 - ② 国保の保険証（社保に加入した世帯員分）
 - ③ 世帯主および国保をやめる方の個人番号が分かるもの
- ※③が不明な場合は①および②をご持参ください。

■留意事項

各手続きについては、ご本人と同一世帯の方でも可能です。また、社会保険などに加入後、国保の保険証を使って医療機関を受診すると、町が負担した医療費を返還していただくこととなりますので、必ず受けた医療機関に保険証が変わったことを伝えてください。



所得区分	自己負担限度額 (医療保険+介護保険)
役 み所得者	212 円
役 み所得者	141 円
役 み所得者	円
一 般	5 円
所得者 (区分)	31 円
所得者 (区分)	19 円

所得区分	自己負担限度額 (医療保険+介護保険)
所得9 1 円	212 円
所得600 円 901 円以下	141 円
所得210 円 600 円以下	円
所得210 円以下 (税 税 除く)	円
税 税	34 円

「高額療養費」および「高額介護サービス費」として支給される分は除きます。

